

新潟市養育費履行確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市養育費履行確保支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 養育費に関する公正証書等作成にかかる本人負担費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）、不払い養育費の強制執行等に必要な費用を補助することで、養育費を確保するための枠組みを整え、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的とする。

(補助金の種類)

第3条 この要綱で定める補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) 公正証書等作成費用補助
- (2) 養育費保証契約費用補助
- (3) 強制執行申立て費用補助

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親
現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしておらず児童を扶養しているものをいう
- (2) 児童
20歳に満たない者をいう
- (3) 債務名義
養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう
- (4) 保証会社
養育費の支払義務者に代わって立替えや支払義務者から回収を業として行うことが認められた保証会社又は弁護士をいう
- (5) 養育費保証契約
支払義務者に代わって立替えや支払義務者から回収を行う事業等の利用契約をいう

(対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、交付申請時において、新潟市内に居住し、ひとり親であって、次の各号に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。ただし、当該第4号の要件は第3条第1項第2号で規定する補助に限り、第5号の要件は第3条第1項第3号で規定する補助に限る。

- (1) 養育費の取り決めに係る費用を負担していること
 - (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
 - (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること
 - (4) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
 - (5) 民事執行法に基づく養育費の強制執行を裁判所に申立て受理されていること。財産開示手続・第三者から情報取得の手続を行ったものは、裁判所にこれにかかる申立てを受理されていること。
 - (6) 過去に他の自治体を含め同様の補助金を受給していないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員等
- (2) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(補助の対象費用及び交付額)

第6条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公正証書等作成費用補助

養育費を規定した公正証書等作成費用のうち、公証手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く）、家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）、連絡用の郵便切手代、その他市長が認めるものとする。

- (2) 養育費保証契約費用補助

保証会社と1年以上養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担する費用とする。

- (3) 強制執行申立て費用補助

養育費の強制執行申立て費用のうち、申立てに要する収入印紙代、裁判所に求められる予納切手代、戸籍謄本取得費用、当該強制執行に係る財産開示手続申立て費用及び第三者から情報取得手続申立て費用、その他市長が認めるものとする。

- 2 補助金の交付額は、前項第1号及び第2号に定める費用を合計した額が10万円を超える場合は10万円、第3号に定める費用の合計額が5万円を超える場合は5万円とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者に、新潟市養育費履行確保支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下、「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 公正証書等作成費用補助

- ア 世帯全員の住民票の写し
- イ 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本
- ウ 補助対象費用の領収書等
- エ 養育費の取り決めに交わした文書(債務名義化した文書に限る)の写し
- オ その他、市長が必要と認めるもの

(2) 養育費保証契約費用補助

- ア 世帯全員の住民票の写し
- イ 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本
- ウ 補助対象費用の額が確認できるもの
- エ 養育費の取り決めに交わした文書(債務名義化した文書に限る)の写し
- オ 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間は1年以上のものに限る)の写し
- カ その他、市長が必要と認めるもの

(3) 強制執行申立て費用補助

- ア 世帯全員の住民票の写し
- イ 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本
- ウ 補助対象費用の領収書等
- エ 養育費の取り決めに交わした文書(債務名義化した文書に限る)の写し
- オ 債権差押命令の正本の写し
- カ 情報提供命令の正本の写し(財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を行った場合のみ)
- キ その他、市長が必要と認めるもの

- 2 申請者は、前項の交付申請書の提出について、次の各号の申請期限までに補助金の交付申請を行うものとする。

(1) 公正証書等作成費用補助にあつては公正証書等を作成した日(令和4年4月1日

以降の日に限る）の属する月の翌月から6か月以内

- (2) 養育費保証契約費用補助にあつては養育費保証契約を締結した日（令和4年4月1日以降の日に限る）の属する月の翌月から6か月以内
- (3) 強制執行の申立て費用補助にあつては裁判所より強制執行の実施が決定された日（令和6年4月1日以降の日に限る）の属する月の翌月から6か月以内。なお、財産開示・第三者からの情報取得手続きの場合、裁判所より情報提供命令の申立ての実施が決定された日の属する月の翌月から6か月以内（令和6年4月1日以降の日に限る）とする。ただし、令和6年4月1日から令和6年11月12日までに裁判所より強制執行の実施又は財産開示手続・第三者から情報取得手続の実施が決定された場合、令和6年11月12日の翌月から6か月以内に申請するものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し新潟市養育費履行確保支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、新潟市養育費履行確保支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 申請者は、新潟市養育費履行確保支援補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

（交付決定の取り消し及び返還）

第10条 市長は第8条第2項による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があつたとき
- (3) 第3条第1項第3号で規定する補助については、強制執行の申立て手続にかかる費用の取立てができたとき
- (4) その他この要綱に違反する行為があつたとき

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月２５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

(一部改正)

この要綱は、令和６年１１月１２日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

氏 名 _____（自署）

新潟市養育費履行確保支援補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市養育費履行確保支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請すると同時に、実績報告します。

なお、補助金の交付決定のために確認の必要があるときは、公簿等の閲覧、領収書及び養育費の取り決めをした文書、保証会社と締結した養育費保証契約書等の写しを取ることに同意します。

記

申請種類	☐ 公正証書等作成費用補助 ☐ 養育費保証契約費用補助 ☐ 強制執行申立て費用補助									
申請者					生年月日	年 月 日生				
住 所	〒				電話番号					
対象児童					生年月日	年 月 日生				
					生年月日	年 月 日生				
					生年月日	年 月 日生				
交付申請額	円									
他市町村での受給状況		☐ 過去に養育費支援に関する補助金の支給を受けていない ☐								
振 込 先 金融機関	金融機関名					支店名				
	口座番号	普通 当座					フリガナ 口座名義			
添付書類	☐ 児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※上記を受給していない場合は、申請者及び児童の戸籍謄本（又は抄本）の写し ☐ 補助対象費用の領収書等 ☐ 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し ☐ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は 1 年以上とする）の写し ☐ 強制執行申立て又は情報開示手続等の申立てを受理したことが分かる書類の写し ☐ その他									

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市養育費履行確保支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました新潟市養育費履行確保支援補助金の交付について、下記のとおり決定し、確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 補助金交付決定額 円

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市養育費履行確保支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新潟市養育費履行確保支援補助金の交付について、下記のとおり不交付としましたので通知します。

記

不支給の理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

氏 名

新潟市養育費履行確保支援補助金交付申請取下書

新潟市養育費履行確保支援補助金について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

取り下げ理由